

## 議案第 3 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

## 愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第23区の項中「東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合」を「東部知多衛生組合」に、「愛知中部水道企業団 日東衛生組合」を「愛知中部水道企業団」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同約別表第2の規定は、平成31年4月1日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用する。